

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、第29期（2025年9月1日～2026年8月31日）の労働者派遣事業の状況について情報を提供いたします。

①	派遣労働者の数		99人	(2026年6月1日付)
②	派遣先事業所の数		65件	(2025年9月1日～2026年8月31日)
③	労働者派遣に関する料金額の平均額		16,091	※いずれも1日8時間当たり (2025年9月1日～2026年8月31日)
④	派遣労働者の賃金の額の平均額		11,611	
⑤	マージン率		27.84%	
	計算式		$(③ - ④) \div ③ \times 100$	
	マージンに含まれる 必要経費	社会保険料	雇用保険料、健康保険料、介護保険料、子ども子育て支援金、厚生年金保険料、労災保険料などの事業主負担分	
		有給休暇費用	派遣社員の年次有給休暇取得に係る費用	
		福利厚生費	健康診断・ストレスチェック実施費用、退職金共済掛金	
		教育訓練費用等	⑦に係る費用、キャリアコンサルティングに係る費用	
		求人費用	派遣労働者募集のための求人に係る費用	
		会社運営費用	営業・事務社員の人件費・活動費、事務所運営費用等	
⑥	派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別		☐ 労使協定を締結していない	
			☒ 労使協定を締結している ・ 協定書の有効期間終期：2027年3月31日 ・ 協定労働者の範囲 全派遣労働者	
⑦	教育訓練に関する事項		訓練種別・ 訓練方法等	・ 雇入れ時 基礎的訓練をOJT及びOff-JTで実施
				・ 派遣中 職能別訓練をOJT及びOff-JTで実施
				・ 4年目以降階層別訓練をOff-JTで実施
			賃金支給	有
			本人費用負担	無
			その他	***
⑧	キャリアコンサルティング相談窓口		来店またはお電話でご相談いただけます 姫路支店：079-221-8866 (担当：カナタニ)	

株式会社ショウワコーポレーション

姫路支店